株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十二年六月二十三日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式十八万株
二、払込金額　一株につき金一円
三、現物出資に関する事項　該当なし
四、払込期日　平成二十二年七月二十二日
五、増加資本金　金十八万円

以　上

平成二十二年七月六日
東京都港区西新橋一丁目一二番八号
株式会社協立
代表取締役　神原　浩暢

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月六日
埼玉県比企郡嵐山町大字平澤一一〇番地の一
昭和機器工業株式会社
代表取締役　鶴田　俊男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である北村大が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年七月六日
東京都港区南青山四丁目一七番三一―二〇一号
エスイーエス・アメリコム・インコーポレーテッド
日本における代表者　北村　大

限定承認公告

本籍堺市堺区南向陽町一丁二〇番地、最後の住所堺市堺区南向陽町一―一―一四
被相続人　亡　浅岡　淳三

右被相続人は平成二十二年三月二十五日死亡しその相続人は平成二十二年六月二十八日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月六日
堺市堺区出島町二丁七番四七―三〇八
限定承認者　浅岡　一人

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年七月二十一日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的
特定資産の売却、特定資産についての賃料収入若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本資産流動化計画に係る業務の終了前に償還し、本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、右記特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件
本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、（一）特定資産を売却した場合には、その売却代金から当該事業年度中に期限前償還すべき特定目的借入れ（もしあれば）の額を控除した額、（二）確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び（三）特定社債の条件に従い積立等を行い（もしあれば）、本特定目的会社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金の合計額を上限とし、取締役が決定する金額をもって、優先出資金の額の減少を取締役が決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期
平成二十二年八月九日に行なう。

四、減少する優先資本金の額
金一億五千万円

五、消却する優先出資の種類
当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資とも消却する。

六、消却する優先出資の口数
三千口（A号優先出資につき千五百三十口、B号優先出資につき千四百七十口）

七、消却の方法
買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。ただし、消却後に各優先出資社員が保有する優先出資の全優先出資に対する割合が消却前と同じになるように行う。

八、消却に要する金額
金一億五千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
全優先出資

平成二十二年七月六日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
シェフィールドアセット特定目的会社
取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条第一項に基づき、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年一月六日付け官報の号外第三号六十三頁に掲載されています。

平成二十二年七月六日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
シェフィールドアセット特定目的会社
取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少し金十三億六千五百万円として、発行済優先出資総口数三万三百口のうち、A号優先出資千五百三〇口、B号優先出資千四百七十口の計三千口を、それぞれ一口に対して金五万円をもって有償消却し、発行済優先出資総口数を二万七千三百口にすることとしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所持する方は、本消却の効力発生日である平成二十二年八月九日までに当該優先出資証券を当社にご提出ください。

平成二十二年七月六日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
シェフィールドアセット特定目的会社
取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十二年六月三十日（号外第一三七号）掲載の第十六期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）――（2）」とあるは「（うち当期純損失）――（25）」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月六日
東京都千代田区九段南二丁目三番一八号
株式会社トヨタホームテクノ
代表取締役社長　中神　正博

訂正公告

平成二十二年六月二十四日（号外第一三三号）掲載の第三期決算公告中、「有形固定資産｜0」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月六日
京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町一番地
株式会社リチウムエナジージャパン
代表取締役　小野　勝行

訂正公告

平成二十二年六月二十九日（号外第一三六号）掲載の川重神戸サポート株式会社に係る決算公告（枠組）中、「（平成21年3月31日現在）」とあるは「（平成22年3月31日現在）」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月六日
扱　店

取消公告

平成二十二年六月二十一日（号外第一二九号）一二八頁掲載のMYKロジスティックスジャパン株式会社に係る第二十七期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十二年七月六日
東京都中央区銀座六丁目十六番十二号
NYKロジスティックスジャパン株式会社
代表取締役社長　深津　正彦

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二二	二	九～八（終りから）	東大利3丁目16番21―406号	中央2丁目5番17―207号

平成二十二年六月十一日法務省告示第三百十五号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）
同月十七日法務省告示第三百二十五号（同）（原稿誤り）
五ページ四段五行目から六行目までを削除する。
同月十八日法務省告示第三百二十七号（同）（原稿誤り）
六ページ四段終りから一九行目から一八行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月六日付第一四二号二二月十一日付衆会第三五号三

八ページ●同日付政府調達第一二五号四八ページ●六二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）